平成２５年（フ）第３０８号
奈良県御所市大字元町376番地の12　元町改良住宅184、前住所奈良県御所市大字元町379番地
破産者　岸本　洋子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７５７号
札幌市白石区栄通21丁目７番12号　カーメルハウス栄通202号
破産者　工藤　哲幹
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１００号
札幌市北区東茨戸１条１丁目３番７号
破産者　藤井　勝義
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１４号
札幌市清田区平岡４条１丁目３番１号　マ・メゾン平岡Ｂ－２号
破産者　盛澤　一郎
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
茨城県行方市井上1942番地２
破産者　小野村守明
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５６号
茨城県古河市下辺見2747番地　秋山ハイツ202号
破産者　高橋　哲司
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２０７号
茨城県古河市諸川1393番地８　レオパレス松原210号室
破産者　中村　　卓
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６１号
群馬県前橋市高花台２－７－２、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町原之郷367番地
破産者　岡田　早苗
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
群馬県前橋市日吉町３丁目30番地６　あけぼのハイツ201号
破産者　原田　恭幸
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３８号
埼玉県川口市中青木３丁目16番13号108号、前住所北海道札幌市清田区北野一条２丁目12番14号
破産者　新冨　泰明
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３２号
さいたま市中央区上峰４丁目14番20号
破産者　成田　裕之
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７７号
さいたま市見沼区大字小深作565番地13
破産者　三原　正幸
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２８号
さいたま市浦和区東岸町９番20号　新山ビル407号
破産者　岡本　　淳
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８３号
埼玉県新座市大和田１丁目19番21号　クロワール101号室
破産者　山岡　　充
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
静岡県牧之原市勝田858番地１
破産者　山本富美子
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２７号
静岡県牧之原市勝田858番地１
破産者　山本　洋介
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７７２号
愛知県瀬戸市幡野町81番地の17
破産者　栄興コンサルタントこと　鈴木　幹夫
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１３号
愛知県瀬戸市白山町１丁目39番地の１
破産者　鈴木美千代
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９３号
名古屋市天白区野並１丁目270番地　トスラブ野並206号
破産者　青山　和雄
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部